

令和8年度 「生徒心得」「生活指導方針・共通理解事項」を守れない場合の指導の手順

I 身だしなみ指導

1 通常（正門・校内・校外）の指導手順

- ① 正門にて生活指導部でチェックを行う
(指導スペースに誘導→必ず立ち止まらせる。自転車の場合は必ず降車させる。)
- ② 名票にチェック項目を記入する。
- ③ 生活指導部から各学年の生活指導担当者へ名票を渡す。
- ④ 各学年で指導し、指導後、対象生徒を生活指導部へ確認を受けさせるために連れてくる。
- ⑤ 頭髪の違反場合は、原則として翌日朝までに直し見せに来る。できない場合は日時を決め、決めた日の朝に必ず生活指導部まで見せにきて確認を受ける。週をまたいでなど長期に渡って違反の状態にさせない。
- ⑥ ヘルメット・ブレザー・ネクタイを不携帯の者に対しては、翌指導日に生活指導部まで携帯した状態で確認を受ける。理由なく確認に来ない場合は再度呼出す。
指導に対しての確認は1度の指導に対して1回の確認を受ける。
- ⑦ ピアス・ネックレスなどについては預かり指導とする。
- ⑧ 化粧はその場で速やかに落とさせる。

2 定期考査での指導手順

- ① 監督者からチェックのついた生徒に対して指導を行う。
- ② 試験最終日等に生活指導部同席のもと学年担当者は対象者を集め一人ひとり状態を確認する。
- ③ 頭髪の場合は直し、基本的に翌日朝に生活指導部に見せに来る。できない場合は日時を決め、決めた日の朝に必ず生活指導部まで見せにきて確認を受ける。

3 預かり指導の確認

- ① 預かり期間については、ピアス装身具類、漫画などは学年末、パーカー、スウェット等は学期末とする。
- ② 預かる対象はピアス・ネックレスなどの装身具類、パーカー、スウェット、スマートフォン、漫画等
- ③ 氏名、日付を添付し学年で返却まで学年で保管する。
- ④ スマートフォンについては当日のみとし、下校時に返却する。

4 再登校指導

- ① 私服など極端な服装違反をした場合
- ② 金髪など極端な頭髪違反をした場合

II 指導拒否・暴言について

1 指導拒否となる行為

「呼び出し等の声掛けに応じない」「指導の期日を守らない」「教員の静止を振り切る」「ピアスを外さないなどその場の指導に従わない」など教員とトラブルになるような行為全般。

2 指導拒否に対する指導の順序

1 度目→学年指導 2 度目→生活指導部陪読諭（保護者同伴が原則） 3 度目→特別指導の対象

3 暴言について

生徒同士や教員に対して、相手の人格を傷つけたり、侮辱したり、強く不快にさせるような発言があった場合は初回から特別指導の対象とする。